

〈研究ノート〉

尾道の経済と尾道商業会議所（Ⅲ）

坂 根 嘉 弘*

（受付 2022年 5月 5日）

1. はじめに
2. 尾道の人口動態
3. 戦前期尾道経済の俯瞰的概観
4. 尾道における商業者
5. 尾道における会社の設立
6. 尾道の商品流通

以上、「尾道の経済と尾道商業会議所（Ⅰ）」『修道商学』62(1), 2021年 9月

7. 尾道港を結ぶ航路
補論 1 柿渋の製造
8. 尾道商業会議所の成立と活動
(1) 研究史と資料

以上、「尾道の経済と尾道商業会議所（Ⅱ）」『修道商学』62(2), 2022年 2月

8. 尾道商業会議所の成立と活動

(2) 尾道商業会議所の成立

(ア) 商業会議所条例の制定

尾道商業会議所は、商業会議所条例により明治25年11月25日に設立認可された。

商業会議所条例は、明治23年 9月11日法律第81号として公布され、続いて商業会議所条例施行規則が明治23年 9月18日農商務省令第12号を以て公布された。明治前期に商法会議所、商工会と揺れ動いた商工業者団体の政策は、確かな権限を持った商業会議所として初めて法的基礎を与えられたのである¹⁾。

商業会議所条例の主な内容は以下である²⁾。①商業会議所設立地は市町村の区域（3条）、

* 広島修道大学

- 1) 通商産業省編集『商工政策史第7巻内国商業』商工政策史刊行会, 1980年, 39-42頁。国際的なチェーンオブコマースの視点からは、商法会議所（明治11年東京商法会議所など）=英米型（任意団体）から商業会議所条例=大陸型（公法団体）への大転換ととらえられている（日本商工会議所編『商工会議所制度八十年史』日本商工会議所, 1958年, 21-30頁。『商工会議所制度100年の歩み』日本商工会議所, 1978年, 37頁。宮本又郎「戦前日本における財界団体の展開」猪木武徳・高木保興編『アジアの経済発展：ASEAN・NIEs・日本』同文館出版, 1993年, 152頁など）。
- 2) 商業会議所条例（前掲『商工政策史第7巻内国商業』40-41頁など）による。

②市町村区域の商業者（商取引の各部類に属する商人及び作業人）³⁾による組織（1条）、③事務権限は、商業の発達をはかる方案の議定、商業に関する法律規則の制定改廃・施行方法やその他商業上の利害に関する意見の開申、商業に関する事項に付官庁の諮問に応答、商業の実況や統計の官庁への報告、商業に関する諸営造物の管理、仲立人の資格その他の審査、商業紛議の仲裁（以上4条）、④会議所の会員（無給）は15名以上50名以下で、任期は4年で2年ごとに半数改選、所得税納税者（会員の選挙人＝有権者）による会員の公選、会員の被選挙権者は30歳以上の男子及び商事会社（以上5条、6条、9条、10条）⁴⁾、⑤法人として財産を所有（16条）、⑥会議所の経費は有権者から徴収（19条）、⑦会議に参列できるが議決に加入されない特別会員（学術技芸や商業上の経験ある者）を会員定数の5分の1を超えない範囲で設置可能（17条）、であった。会議所の会員数や選挙権者の財産上の資格、経費徴収方法、特別会員数などは、商業会議所はその地域の実情に合わせて決めることになっていた⁵⁾。

（イ）尾道商業会議所の設立

尾道商業会議所の設立に向けての動きは、明治25年7月15日、尾道町久保町の第六十六国立銀行客室における尾道町実業者による商業会議所設立の協議から始まる⁶⁾。発起人として、天野嘉四郎、島居半三郎、島居熹右衛門、倉田新助、小西助七、小西退蔵、豊田維徳、石井^{いっ}聿^{ぞう}三、大藤忠兵衛、高木龍蔵、佐藤政兵衛、柏原貞助、土屋清三郎、橋本吉兵衛の14人を選定した。これ以降、発起人は数回各所にて会合し、会員選挙人・被選挙人の取り調べ、会員選挙規則、設立費用予算額、設立申請書を協議、9月27日尾道町一円を区域とする尾道商業会議所設立の認可申請を農商務大臣に提出した。選挙人120名、被選挙人101名、会員定数20名であった。かくて明治25年11月25日後藤象二郎農商務大臣より設立認可の指令がもたらされた。

続いて明治25年12月1日設立認可を得たる旨を公告し、発起人中より総代3名（橋本吉兵

3) 具体的には、物産の交換販売、製造工業及び手職業、人及び物の輸送、航漕、建築、銀行営業、証券業、寄託業、船舶の売買買入建造修繕等、取引所、保険の各部類に属する商人及び作業人である（前掲『商工政策史第7巻内国商業』41頁）。

4) 第5条・第6条の会員選挙権・被選挙権についての財産上の資格については、農商務大臣が省令で定めるとされた（第7条）。なお、会員とは議員のことである。

5) 商業会議所第5条・第6条・第7条の会員選挙権・被選挙権についての資格制限に関する農商務省令は、以下を確認することができる。明治23年第17号（東京市）、明治28年第2号（大阪市）、明治28年第10号（横浜市）は3市における商業会議所条例第5条・第6条の所得税の等級を所得税法第4条の第4等以上（所得納税額15円以上）とするもので、明治28年第5号は商業会議所条例第7条の会社及取引所の商業会議所会員選挙権・被選挙権に関する財産上の資格を東京及大阪商業会議所では資本金額1万円以上とし、他の商業会議所では資本金額3千円以上とするというものであった。明治28年第7号は、北海道に設置する商業会議所については、所得税に代えて地方税納額3円以上と定めるものであった（『監督局主管銀行法規』大蔵省、1897年、514-515頁。『改訂増補行政裁判ニ関スル法令上巻』行政裁判所、1900年9月編纂、781-783頁）。

6) 以下、『尾道商業会議所年報第一回』明治27年4月、1-9頁、商業会議所联合会編『日本商業会議所之過去及現在』商業会議所联合会、1924年、469-471頁による。

衛，石井聿三，島居熹右衛門）を選定，会員選挙人及び被選挙人名簿の作成など会員選挙その他の準備を進めた。選挙有権者の財産上の資格は，所得税3円以上であった⁷⁾。明治26年3月23日土堂町天寧寺で第1回会員選挙を実施，20名の初代会員を選んだ。明治26年3月28日に第1回総会を開催，仮会頭に橋本吉兵衛を推して定款その他を議し，5月31日農商務大臣より定款認可の指令を受けた。明治26年6月10日事務所を十四日町の尾道商業学校内に置き，6月15日役員選挙を実施，会頭に橋本吉兵衛，副会頭に石井聿三，常議員に天野嘉四郎，島居熹右衛門，高木龍蔵，特別議員に中尾正名，小原右馬允，長岡源吾が当選した。これ以降，尾道商業会議所の本格的活動が開始されることになる。

初年度（明治26年10月～27年9月）の経費483.4円は，所得税金高割（有権者納入所得税1円につき41.57銭の賦課）402.84円と所得納税者人頭税（有権者118人に1人当たり68.2銭）80.56円の徴収金でまかなった。1人当たりの平均負担額は4.1円である。かなり高い徴収金額である。初年度の支出項目をみると，給料及旅費が293.5円（支出総額の61%）と最大の支出項目であった。この傾向はその後も同じである。

全国の動向に目を向けると，明治23年9月の商業会議所条例の制定以降，明治23年12月9日の神戸商業会議所の設立認可を嚆矢に⁸⁾，各地の商業会議所の設立認可が進んでいく。以下，尾道商業会議所が認可された明治25年度までの設立認可を年度別にみると，明治23年度＝神戸，広島，岐阜，名古屋，大阪，京都，東京，金沢，堺，明治24年度＝大津，高知，仙台，熊本，博多，赤間関（下関），明治25年度＝静岡，岡崎，尾道，岡山，大垣，豊橋となる⁹⁾。尾道は全国で18番目，中国地方では広島，下関に次ぐ3番目であった¹⁰⁾。先陣を切った多くの商業会議所は県庁所在地の商業会議所であった。尾道は，県庁所在地以外の商業会議所としては，堺，下関，岡崎に次いで初の認可で，このうち，市制をしいていないのは岡崎と尾道であった。県庁所在地でもなく，市制未施行の地域としては異例に早い設立認可といえる。

農商務省による商業会議所設立認可の基準は明らかではないが，会議所設立区域内に一定以上財産の有権者が100人以上居住すること，と推定されている¹¹⁾。尾道は，上述のように明治25年設立時の有権者は120名，被選挙権者は101名であり，ギリギリの水準であった。地方小都邑にすぎない尾道の認可がスムーズにいったのは，江戸時代までの商業殷賑地として

7) 後掲の表8-20-1では，明治26年会員選挙有権者調査の最低額は3円である。表8-20-1の合計数117人は本文で示している有権者総数118人や120人ともほぼ合致している（「ほぼ」と表現しているのは，有権者は調査時点により若干前後するためである）。表8-20-2の会員選挙被選挙人でも最低額は3円である。選挙有権者の財産上の資格は，所得税3円以上であった。

8) 前掲『日本商業会議所之過去及現在』176頁。

9) 前掲『商工政策史第7巻内国商業』43頁。

10) 尾道商工会議所編集『百年前の尾道商工会議所とその系譜 尾道商工会議所百年史』尾道商工会議所，1992年，6頁，17頁。

11) 商工会史編集委員会・商工会史修史委員会編『商工会92年史』全国商工会連合会，1973年，25-27頁。前掲『商工政策史第7巻内国商業』43-44頁。

の高い評価があったものと思われる。尾道には前身となる商法会議所、商工会などは存在しなかった。全国的に地方小都邑における商工業勸業会類が商業会議所として認可が難しい中¹²⁾、前身を持たない尾道商業会議所が認可されたのは、時期的に見ても僥倖というべき側面があったのかもしれない。本稿第 4 章でみたように、明治中期以降、尾道の経済力は相対的に落ちていくからである。たとえば、尾道の東隣の福山の場合、福山商工会が福山商工会議所に昇格するのは、ようやく昭和 4 年の 4 度目の認可申請においてであった。尾道を凌駕する経済力をつけつつあったにもかかわらず、辛酸をなめつづけたのである¹³⁾。

なお、尾道商業会議所の事務所は、以下の変遷をたどった。①十四日町字上新・尾道商業学校内（明治 26 年 6 月 10 日）、②久保町・尾道米鹽肥料取引所内（明治 28 年 9 月）、③久保町・尾道諸品株式会社内（明治 29 年 3 月）、④久保町 26 番地（大正 9 年 8 月）、⑤土堂町字西今 605 番地 7 及 8（大正 12 年 10 月）。このうち⑤が、設立満 30 年記念として新築された、鉄筋コンクリート建・地下室及塔屋共 5 階の最新型建造物である¹⁴⁾。

（ウ）商業会議所連合会の結成

全国主要都市での商業会議所設立に伴い、その連合会が任意組織として結成された。商業会議所連合会では、共通する課題について協議し、各商業会議所とともにその議決にもとづいて政府への建議など共同行動をとることになる。明治 25 年 9 月に第 1 回商業会議所連合会（京都市）を開催、翌明治 26 年 9 月に第 2 回定期会（神戸市）が開催された。その後、参加会議所数は年を追うごとに増加していく¹⁵⁾。

表 8-3-1 が第 7 回商業会議所連合会（明治 31 年 5 月）までの開催地・日程、尾道商業会議所からの出席委員の一覧表である。第 1 回定期会は認可前で参加していない。尾道商業会議所にとって明治 26 年 9 月の第 2 回（神戸市）が初めての参加となる。尾道商業会議所からは副会頭・石井聿三が出席、明治 26 年 10 月 28 日の役員会議でその復命報告を行っている¹⁶⁾。明治 27 年 8 月の金沢市での定期会は欠席しているが、その後は毎回 2 人の委員を選出し、尾道商

12) 前掲『商工政策史第 7 卷内国商業』44 頁。

13) 福山では、明治 41 年 12 月、明治 43 年 7 月に福山商業会議所設立の申請を行ったが認可されなかった。福山市制施行直後の大正 5 年 7 月に 3 度目の申請を行ったが、またもや認可されなかった。結局、福山商工会（明治 32 年設立）が福山商工会議所に昇格となるのは、商工会議所法施行（昭和 3 年 1 月）後の昭和 4 年のことであった（福山商工会議所五十年史編纂特別委員会編集『福山商工会議所五十年史』福山商工会議所、1981 年。福山市史編さん委員会編集『福山市史近代現代資料編Ⅱ産業・経済』福山市、2014 年、106 頁、108-109 頁、111-112 頁）。ちなみに、呉商業会議所はすでに大正 13 年 11 月 13 日に認可されていた（『官報』第 3670 号、大正 13 年 11 月 15 日）。したがって、戦前の広島県には広島、尾道、呉、福山の 4 つの商業会議所が存在した。

14) 前掲『日本商業会議所之過去及現在』471 頁。

15) 前掲『日本商業会議所之過去及現在』73-77 頁に、大正 12 年までの定期会・臨時会の一覧表がある。

16) 前掲『尾道商業会議所年報第一回』13 頁。

表8-3-1 商業会議所連合会への出席一覧

	開催地	尾道商業会議所の出席委員	開催年月日	参加 会議所数
第1回商業会議所連合会	京都	(認可前)	明治25年9月25日-29日	15
第2回商業会議所連合会	神戸	副会頭・石井聿三	明治26年9月25日-29日	24
第3回商業会議所連合会	金沢	(欠席)	明治27年8月21日-25日	22
第4回商業会議所連合会	名古屋	副会頭・石井聿三 書記・栗田胖蔵	明治28年9月28日-10月2日	32
第5回商業会議所連合会	博多	副会頭・石井聿三 書記・栗田胖蔵	明治29年4月25日-27日	26
臨時商業会議所連合会	東京	副会頭・石井聿三 書記・宇都宮胖蔵	明治29年11月19日-25日	37
第6回商業会議所連合会	広島	常議員・島居熹右衛門 書記・宇都宮胖蔵	明治30年5月7日-10日	28
臨時商業会議所連合会	東京	会頭・橋本吉兵衛 書記・宇都宮胖蔵	明治30年12月4日-9日	42
第7回商業会議所連合会	横浜	会頭・橋本吉兵衛 書記・宇都宮胖蔵	明治31年5月20日-24日	37

出典：商業会議所聯合会編『日本商業会議所之過去及現在』商業会議所聯合会，73頁。『東京商工会議所八十五年史下巻』東京商工会議所，1966年，1559-1563頁。『尾道商業会議所年報』。『尾道商業会議所報告』。『尾道商業会議所事務報告』。

注：書記の栗田胖蔵と宇都宮胖蔵は同一人物である（『尾道商業会議所報告第4号』3頁，7頁）。

業会議所の代表者として定期会・臨時会に派遣している¹⁷⁾。選出委員は、会頭・副会頭・常議員のうち1人と書記の宇都宮胖蔵（栗田胖蔵）という組み合わせである。

商業会議所連合会は、大会ごとに開催地商業会議所が事務を仕切るという形態であり、連合会独自の常設事務局や財政をもつ独立した組織ではなかった。それが大正11年に連合会規約が改正され、独立した組織となる。大正11年6月第29回定期会（東京）で連合会規約が改正され、会長・副会長・常任委員の設置、事務局を東京商業会議所内に常設、連合会独自の予算を持つことが決められた¹⁸⁾。以後、商業会議所連合会は、独自の執行部と予算を持つ独立した組織となる。

また、全国版の商業会議所連合会とは別に、地方組織として中国地方の中国商業会議所連合会が組織されていた（表8-3-2）。構成メンバーは、岡山、広島、松江、松山、尾道である。中国商業会議所連合会は明治31年4月の設立で、第1回連合会は明治31年4月松江市で開催された¹⁹⁾。全国の商業会議所連合会と同様、特定の事務局や予算を持つのではなく、その回ごとに開催地の商業会議所が開催経費を負担し、事務を取り仕切る連合体であった²⁰⁾。明治33年4月には第3回大会が尾道市会議事堂で開催された。4月24日の開会式には、江木千之^{かずゆき}広島県知事が臨席している²¹⁾。

17) 商業会議所連合会規則では、各商業会議所は委員2名を選挙し、その会議所を代表させる（都合により委員1名も妨げなし）となっている（前掲『日本商業会議所之過去及現在』70頁）。

18) 前掲『商工会議所制度100年の歩み』42頁，59-60頁。『東京商工会議所八十五年史下巻』東京商工会議所，1966年，1566頁。

19) 『広島商工会議所五十年史』広島商工会議所，1941年，528頁。

20) 『中国商業会議所連合会規則』明治31年4月，大藤忠兵衛家文書。

21) 『芸備日日新聞』明治33年3月26日，4月13日，15日，25日，26日。

表8-3-2 中国商業会議所連合会への出席一覧

	開催地	尾道商業会議所の出席委員	開催年月日	参加 会議所数
第 1 回中国商業会議所連合会	松山	書記・宇都宮胖蔵	明治31年 4 月11日 - 13日	5
第 2 回中国商業会議所連合会	岡山	副会頭・豊田維徳 書記・宇都宮胖蔵	明治32年 5 月11日 - 14日	5
第 3 回中国商業会議所連合会	尾道		明治33年 4 月24日 -	5

出典：『尾道商業会議所報告第 6 号』62-71頁。『尾道商業会議所報告第 9 号』26-28頁。

注：中国商業会議所連合会メンバーは、岡山、広島、松江、松山、尾道である。

中国商業会議所連合会は明治45年 4 月に、中国四国商業会議所連合会（中国四国商業会議所商工会連合会）となる。創立総会（第 1 回連合会）は岡山市で開催された²²⁾。大正13年 4 月時点の加盟商工団体は、松江、姫路、岡山、尾道、広島、高松、松山、徳島、高知の商業会議所と米子、鳥取、倉敷、高梁、福山、鞆、栗原町、呉、丸亀、今治の商工会（倉敷は倉敷経済協会）であった²³⁾。兵庫県の姫路が入っているが、姫路は近畿商業会議所連合会にも参加する場合があった²⁴⁾。連合会の開催は、第 1 回明治45年 4 月岡山市、第 2 回大正 2 年 5 月広島市、第 3 回大正 4 年 5 月高松市、第 4 回大正 5 年 6 月徳島市、第 5 回大正 8 年 4 月松山市、第 6 回大正10年 5 月姫路市、第 7 回大正11年 4 月呉市、第 8 回大正13年 4 月尾道市である。毎年開催されていない。本会の目的は、「商工業ニ関スル諸般ノ問題ハ勿論殊ニ中国四国ニ於ケル商工業ノ利害ニ関シ研究審議シ決議事項ノ実行ヲ図ル」こと（連合会規則第 3 条）であった²⁵⁾。

別途、広島県内では、地区組織として広島県商工団体連合会が結成されていた。設立は大正15年10月25日で、36団体で始まった。尾道商業会議所は発起人となっている²⁶⁾。ちなみに、昭和初期の構成メンバーは、広島、尾道、呉、福山の 4 商工会議所と三次、坂、西條など32 商工会、呉市工業連盟会など 3 団体であった。広島商工会議所が会長で、尾道商工会議所は副会長であった²⁷⁾。

このように尾道商業会議所は、会議所の全国組織、地方組織、地区組織の三段階²⁸⁾ いずれの組織にも参加し、全国組織から地方組織、地区組織に下るに従い、組織の運営についてより重い責務を担っていた。

22) 前掲『広島商工会議所五十年史』528頁。

23) 『大正13年 4 月於尾道市開催第八回中国四国商業会議所商工会連合会報告』1924年、2-3頁、徳山鹿蔵家文書。この経済団体は、中国四国商業会議所連合会と中国四国商業会議所商工会連合会の両方で呼称されている。連合会規則第 1 条では、「本会ハ中国四国商業会議所連合会ト称ス」としている（前掲『大正13年 4 月於尾道市開催第八回中国四国商業会議所商工会連合会報告』1頁）。

24) 商工省事務局編『商業会議所一覧 昭和 2 年10月』商工省事務局、1927年、11頁。

25) 前掲『大正13年 4 月於尾道市開催第八回中国四国商業会議所商工会連合会報告』1頁

26) 前掲『広島商工会議所五十年史』533頁、537頁。

27) 前掲『尾道大鑑』117頁。昭和16年頃には、広島、呉、尾道、福山、三原の 5 商工会議所と商工会 49、組合 6 へと拡大している（前掲『広島商工会議所五十年史』538頁）。

28) 三段階組織については、前掲『東京商工会議所八十五年史下巻』1539頁を参照。

（エ）商業会議所法の公布

ここでは、商業会議所制度の法制度的変遷を概観しておきたい。

第2回商業会議所連合会（神戸市）の主な議題は、第1回大会に続き、商業会議所条例の改正であった。各商業会議所は大会での協議に基づき農商務省へ建議を行った。その結果、明治28年3月27日法律第23号をもって商業会議所条例の改正がなされた。改正内容は、商業会議所の選挙・被選挙権者である商業者の範囲の拡大、法人企業の範囲の拡大（株式会社・合資会社すべてへの選挙権・被選挙権の付与）である²⁹⁾。

続いて、明治35年3月25日法律第31号をもって商業会議所法が、明治35年6月27日農商務省令第14号をもって商業会議所法施行規則が公布された。この法律が、昭和2年の商工会議所法制定までの商業会議所の基本法となる³⁰⁾。

改正は多岐にわたるが主な点は以下である。①商業会議所条例（旧法）の「商業」という表現を商業会議所法（新法）では「商工業」とし、「工業」を明確に位置付けた。旧法の時代から狭義の商業以外の製造業・海陸運輸なども含まれていたが、それを明示した。②旧法の「会員」を新法では「議員」とし、下限を定めず50人以下とした。かつ特別議員が議決に加わるようになった。③選挙権・被選挙権が鉱業権者のほか会社の業務執行役員・取締役・理事・支配人にも拡大された。④経費滞納に対して、国税滞納処分と同等の強制執行が可能となった（強制徴収制度）。これにより、商業会議所への強制加入が明確になり、商業会議所の公法的性格がより強まった。⑤選挙権資格（納税額等による制限）が表8-4と定められた。ただし、東京・大阪・横浜等以外の「其ノ他」の地域については、納税額の制限は地方によって定めることになっていた。以上のように、商業会議所法により、組織の拡充と財政基盤の強化が進められた³¹⁾。

尾道商業会議所では、商業会議所法にともない、定款を改正して、議員定数を20名から30名に、特別議員定数を4名から6名に増員した³²⁾。地方（上記「其ノ他」）の商業会議所では、選挙権資格を低く設定していたが、尾道も例外ではなかった。商業会議所議員の選挙権者は、「自己ノ名」で商行為や製造・加工を行う業者（以下本稿では個人業者とする）は、たとえば、東京の場合、営業税40円以上納税者が選挙権者の資格を持つことになる（表8-4）。尾道は「其ノ他」にはいるが、「其ノ他」は各商業会議所で納税額の制限を決定することができた。尾道商業会議所では、選挙権資格を営業税5円以上納税者（個人業者）とした（『尾道

29) 前掲『商工政策史第7巻内国商業』105-110頁。

30) 前掲『商工政策史第7巻内国商業』113-118頁。

31) 以上、前掲『商工会議所制度八十年史』31-35頁、前掲『商工政策史第7巻内国商業』113-118頁、前掲『商工会議所制度100年の歩み』48-57頁、宮本前掲「戦前日本における財界団体の展開」153-154頁。

32) 以下、『尾道商業会議所定款』明治36年、大藤忠兵衛文書。

表8-4 商業会議所議員選挙権資格の制限

1. 商業会議所法第9条第2項（個人業者）の納税額の制限
 営業税／鉱業税

	商業会議所所在地名	納税額
第一	東京	40円以上
第二	大阪、横浜	30円以上
第三	京都、神戸、名古屋	20円以上
第四	其ノ他	10円以上

取引所税

	商業会議所所在地名	納税額
第一	東京、大阪、横浜	1万円以上
第二	京都、神戸、名古屋	3千円以上
第三	其ノ他	千円以上

2. 商業会議所法第9条第4項（法人）の資本額等の制限

	商業会議所所在地名	資本額／出資額	所得税
第一	東京	50万円以上	30円以上
第二	大阪	40万円以上	20円以上
第三	横浜	30万円以上	20円以上
第四	京都、神戸、名古屋	20万円以上	15円以上
第五	其ノ他	10万円以上	10円以上

出典：「農商務省令第16号」『官報』第5693号，明治35年6月27日。

商業会議所定款』第6条)。尾道には、鉱業税・取引所税による選挙権者は存在しない。法人の場合は、たとえば「其ノ他」では、資本金／出資額が10万円以上の法人で所得税が10円以上の役員が選挙権者となった。尾道商業会議所では、資本額／出資額は3万円以上、会社役員は所得税は3円以上であった（『尾道商業会議所定款』第6条)。この制限は、明治後期では、個人業者は営業税20円以上、法人は資本金3万円以上、会社役員は所得税15円以上に引き上げられている³³⁾ (表8-2の人名登載基準も参照)³⁴⁾。

33) 農商務省商務局編『商業会議所一覽』農商務省商務局，明治42年10月，9頁には、明治42年9月時点で、尾道商業会議所についての「営業税20円，資本金3万円，所得税15円」の選挙権に関する制限が掲載されている。ただ、引き上げ時期は今のところ特定できていない。

34) なお、『読売新聞』明治35年7月11日は「商業会議新法施行細則発布の結果到底維持困難にて解散の外なかるべき商業会議所」として、川越、直江津、太田、石岡、湊、栃木、知多、浜松、岐阜、酒田、鹿児島とともに尾道をあげている。『読売新聞』明治36年2月19日は、かねて継続認可出願中の尾道商業会議所は今回主務省より認可の指令を受けたが、「過日來全廃運動に奔走中なりし尾道卸商連合組合及長江会其他の一派ハ一層反抗の氣勢を昂め経費の負担をなさざるべしとの決議をなせる団体もあり」と報じている。

（オ）商工会議所法の公布

商業会議所条例公布から第1次大戦ごろまでが、商業会議所の社会的影響力が強く、商業会議所が最も華々しく活躍した時代であった³⁵⁾。大正後期になると商業会議所のプレゼンスは低下し始める。商業会議所の関心が地域レベルのミクロな問題に傾斜するようになり、大企業の成長を背景に中小企業問題をめぐり大企業と中小企業との利害不一致が顕在化するようになった。商業会議所の有権者は中小企業者（個人業者）が圧倒的多数を占めており、商業会議所の関心領域と大企業のそれとに齟齬が目立つようになってきた。このような状況を背景に商工会議所法が発布されることになる³⁶⁾。

商工会議所法は、昭和2年4月5日法律第49号をもって公布され、翌年昭和3年1月から施行された。商業会議所法と異なる主な点は、以下である。①名称を商工会議所に変更した。従来から商業会議所は工鉱業を含んでおり、実態に合わせる名称への変更であった。②それまで会社の業務執行役員・取締役・理事・支配人に与えられていた選挙権被選挙権を廃止し、すべて企業単位とした。会議所を構成するのは、法人企業と個人企業（個人業者）となった。③議員（50人以内）の5分の1以内については各地方の重要商工業を代表する議員（第2号議員）を指名できるものとした（5分の4の議員＝第1号議員は従来通り公選）。従来の特別議員は顧問とした。④従来の任意組織であった商業会議所連合会を法定の強制加入組織としての日本商工会議所とした³⁷⁾。

商工会議所法の公布・施行にともない、尾道商業会議所では昭和3年3月26日の総会で定款改正を行い、尾道商工会議所が発足した。尾道商工会議所定款の主な改正点は以下である³⁸⁾。①尾道商工会議所と変更、②第1号議員選挙の選挙権・被選挙権は、営業収益税15円以上、取引所営業税100円以上、鉱産税15円以上、資本額又は出資額10万円以上、③議員定数は35人、このうち第1号議員28人、第2号議員7人、④第2号議員についての地区内重要商工業の指定は、銀行業、運輸業、晝表類卸売業、肥料製造業及卸売業、穀物類卸売業、塩魚乾魚海藻類卸売業、造船材料並船具製造業及卸売業の7つ（各業種から1名選出）、⑤議員は名誉職、任期4年、⑥特別議員に代え顧問（学識経験者、10年以上議員経験者）を置く、⑦役員（名誉職）は、会頭・副会頭、常議員7名、⑧商業部、工業部、交通部、理財部の4部を置き関係事項を調査審議、⑨従来の書記長を理事とし、理事は事務を統理、事務員には書記・書記補の職員と雇員・傭員を置く、⑩経費滞納者については市町村税の例により市町村

35) たとえば、前掲『日本商業会議所之過去及現在』82頁は、日露戦後から大正2、3年ごろまでの活動を「是れ商業会議所連合会が甚だ活躍したる時代なりとす」と特筆している。

36) 以上、宮本前掲「戦前日本における財界団体の展開」156-157頁。

37) 以上、前掲『商工会議所制度八十年史』36-39頁、前掲『商工会議所制度100年の歩み』68-76頁、宮本又郎「戦前日本における財界団体の展開」158頁。

38) 『尾道商工会議所報第1回』昭和3年、4-10頁。

が処分。この場合商工会議所は市町村に徴収金額の 4 % を交付する、である。

日本商工会議所創立総会は、昭和 3 年 4 月 10 日 - 12 日の 3 日間、東京商工会議所で行われた。出席した会議所は 75、この代表員 75 名、理事 61 名で、尾道商工会議所からは、会頭・坂井善兵衛と理事・小倉義一郎が出席した。日本商工会議所の初年度の経費は、収入支出とも 4 万 2,850 円であった。日本商工会議所創立に伴い、商工会議所連合会は 4 月 12 日に臨時総会を開催し、解散を決議した³⁹⁾。商業会議所連合会は、明治 25 年 9 月から昭和 3 年 4 月まで 37 年間にわたり活動し、この間、定期会 33 回、臨時会 25 回を開催した。その組織は、商業会議所連合会の連合組織から日本商工会議所という全国各商工会議所を構成員とする独立した組織へと生まれ変わったのである⁴⁰⁾。

(3) 尾道商業会議所の概要

(ア) 商業会議所数と商業会議所の規模比較

ここでは、『商業会議所一覧』（農商務省）により、尾道商業会議所の概要をみておきたい。ちなみに、全国の商業会議所数は、表 8-5 のように推移する。明治 24 年の 15 から、昭和 13 年には 116 へと大幅に増加している。ただし、増え方には波があった。明治 20 年代と大正後期から昭和初期には急拡大しているが、明治後期は 50 台前半で伸び悩み、明治末期から大正前期は 60 前後に抑制されていた。福山商工会が福山商業会議所に昇格するのに難航したことを前述したが、福山の場合、ちょうど商業会議所認可が抑制されている時期に認可申請をしていたことになる。

最初に、全国の商業会議所と尾道商業会議所の規模を比較しておこう。表 8-6 が明治中期から大正期にかけての全国の商業会議所（1 会議所当たり平均）と尾道商業会議所とを被選挙権者・有権者・1 か年経費（収入）で比較した一覧表である（明治 26 年から 5 年おき）。尾道商業会議所の場合、被選挙権者・有権者・1 か年経費（収入）これらすべてにおいて、全国平均よりかなり下回っていることが分かる。特に、商業会議所の活動規模を如実に示す 1 か年経費をみると、全国平均の 2 分の 1 から 5 分の 1 である。後掲の表 8-18-1 に全国の商業会議所の大正 14 年経費を示している。尾道は 9,513 円である。1 万円以下の商業会議所は 16 にすぎない。このように、尾道商業会議所のような経費規模の小さい地方商業会議所が他にも幾つかあったが、尾道商業会議所はそのような規模の小さいグループに属していたのである。後掲の表 8-8-1 に明治 25 年から昭和 12 年までの 1 か年経費を掲出している。大正 15 年から 1 万円を超えるようになるが、その後の伸びは小さくなく、同じ状況が続いている。

39) 『尾道商工会議所報第 2 回』昭和 3 年、13 - 14 頁。前掲『東京商工会議所八十五年史下巻』1570 頁。

40) 前掲『東京商工会議所八十五年史下巻』1563 頁。

表8-5 全国の商業会議所数

年次	会議所数	出典	年次	会議所数	出典
明治24年	15	③	大正4年	60	②
明治25年	18	③	大正5年	60	②
明治26年	33	③	大正6年	59	②
明治27年	35	③	大正7年	60	②
明治28年	41	③	大正8年	60	②
明治29年	46	③	大正9年	62	②
明治30年	51	③	大正10年	64	②
明治31年	53	③	大正11年	65	②
明治32年	56	①	大正12年	65	②
明治33年	58	①	大正13年	70	②
明治34年	55	①	大正14年	76	②
明治35年	54	①	大正15年	77	②
明治36年	53	①	昭和2年	77	②
明治37年	53	①	昭和3年	77	③
明治38年	53	①	昭和4年	89	③
明治39年	53	①	昭和5年	90	③
明治40年	55	①	昭和6年	92	③
明治41年	58	①	昭和7年	94	③
明治42年	60	②	昭和8年	97	③
明治43年	60	②	昭和9年	101	③
明治44年	60	②	昭和10年	103	③
明治45年	60	②	昭和11年	108	③
大正2年	60	②	昭和12年	111	③
大正3年	60	②	昭和13年	116	④

出典：①『官報』第7879号，1909年9月28日。②『商業会議所一覽』昭和2年，23頁，12月末現在。③『日本帝国統計年鑑』。④『昭和13年商工省統計表』商工大臣官房調査課，1939年，188頁。

注：商業会議所の未設置府県は，大正6年で千葉，奈良，岩手，鳥取，愛媛，大分，宮崎，沖縄の8県，大正15年で千葉，奈良，大分，宮崎，沖縄の5県である。

表8-6 1会議所当たり有権者・被選挙権者・経費

	全国の 会議所数	全国平均			尾道商業会議所		
		被選挙権者	有権者	1か年経費 (円)	被選挙権者	有権者	1か年経費 (円)
明治26年	33	319	400	1,200	110	118	483
明治31年	53	262	481	2,996	126	271	146
明治36年	53	501	984	3,632	381	503	1,502
明治41年	58	462	945	5,613	327	479	1,381
大正2年	60	526	861	5,648	301	406	1,882
大正7年	60	599	1,095	9,828	391	449	2,876
大正12年	65	1,035	1,415	37,456	433	606	7,441

出典：『日本帝国統計年鑑』。

注：尾道商業会議所では本表の「経費」は収入をさしている。尾道商業会議所の明治31年1か年経費146円は誤植。

(イ) 商業会議所の執行部

商業会議所の執行部にあたるのが、会頭・副会頭・常議員である。このもとに書記がおり、日常的な活動を担っていた。会頭・副会頭・常議員は、会員／議員によって選挙で選出される。会頭・副会頭は各 1 名、昭和 8 年 3 月からは副会頭が 2 名となる⁴¹⁾。常議員は当初の商業会議所条例では 3 名であったが、商業会議所法以降は 5 名に増員され、商工会議所法で 7 名となる。

会員／議員の人数は、尾道商業会議所設立時の会員 20 名、特別会員 4 名から出発し、商業会議所法で議員 30 名、特別議員 6 名とそれぞれ増員となった。さらに、商工会議所法で議員は 35 名となり（公選の第 1 号議員 28 人、重要商工業代表の第 2 号議員 7 人）、特別議員は廃止され顧問となった。会員／議員の任期は 4 年、2 年ごとの半数改選（議員改選期は 2 月）で、有権者による単記無記名投票で決められた。

尾道商業会議所の事務職員は表 8-7 である。狭義の意味で職員と呼ばれたのは書記長と書記・書記補である（書記長は商工会議所法第 34 条により理事と改称）。雇員・小使等はいわば非正規職員となる。給与の格差は歴然としていた。大正 6 年度予算表によると、書記長（1 名）月給 30 円、書記（1 名）月給 17 円、小使（1 名）月給 7.5 円で⁴²⁾、昭和 3 年度予算表では、書記長（1 名）月額 100 円、書記（3 名）月額平均 55 円、小使（1 名）月額 33 円であった⁴³⁾。表 8-7 によると、大正後期に書記を増やして、事務職員の強化に努めていることが分かる。尾道商業会議所の職員は、全国平均と比べると、2 人から 4 人ほど少ない。商業会議所の規模に対応していたとみるべきであろう。

表 8-7 尾道商業会議所事務職員一覧表

	書記長	書記	雇員	給仕	小使	計	全国平均
大正10年 3 月	1	1	1		1	4	7.70
大正11年 3 月	1	2			1	4	8.72
大正13年 3 月	1	3	1	1	1	7	9.49
大正14年 3 月	1	3	1			5	6.72

出典：農商務省『商業会議所一覧』。

- 41) 前掲『尾道大鑑』115頁。商工会議所法第27条では、役員として「会頭一人」,「副会頭一人又ハ二人」, 同29条で任期 4 年と規定されていた。ちなみに、商業会議所時代は、商業会議所法第28条で「会頭一人」と規定されていたが、副会頭は人員の規定はなかった。尾道商業会議所では会頭・副会頭各 1 名で、会頭・副会頭とも 2 年ごとに改選されていた（前掲『尾道商業会議所定款』明治36年、第23条、第27条）。
- 42) 前掲『尾道商工月報』第12号、3頁。
- 43) 前掲『尾道商工会議所報第1回』17頁。同時期の尾道市内労働賃金（日給）は、大工2.5円、左官 2.6円、農作日雇1.5円、日雇人夫1.6円であった（前掲『尾道商工会議所報第1回』29頁）。大工日給2.5円を基準にすると、書記長月40日分（100円）、書記月22日分（55円）、小使月13.2日分（33円）となる。

（ウ）会員／議員選挙の有権者

次に、会員／議員を選出した有権者数（選挙権・被選挙権を有する者）と被選挙権者数の一覧をみておきたい（表8-8-1）。明治25年の有権者数は120名であったが、明治30年代に急速に増加し、商業会議所法施行直後の明治36年には503名とほぼ4倍に急拡大している。さらに、商工会議所法直前の大正15年には620名となり、その後も拡大している。昭和13年・14年の有権者数は1,000人を超えている。選挙権資格は、前述の通りであった。

表8-8-1 尾道商業会議所・尾道商工会議所の選挙人、被選挙人、1か年経費

	被選挙権者数	有権者数	一か年経費（円）	出典		被選挙権者数	有権者数	一か年経費（円）	出典
明治25年	101	120	418	①	大正5年	327	389	2,055	①
明治26年	110	118	483	①	大正6年	307	374	2,225	①
明治27年	133	143	446	①	大正7年	391	449	2,876	①
明治28年	142	166	476	①	大正8年	375	433	3,479	①
明治29年	114	168	564	①	大正9年	343	454	4,266	①
明治30年	127	181	1,031	①	大正10年	328	695	5,628	①
明治31年	126	271	146	①	大正11年	349	837	6,116	①
明治32年	130	356	519	①	大正12年	433	606	7,441	①
明治33年	148	401	989	①	大正13年	451	617	11,106	②
明治34年	148	401	1,128	①	大正14年	426	648	9,513	②
明治35年	317	838	1,152	①	大正15年	437	620	11,954	②
明治36年	381	503	1,502	①	昭和2年	372	697	11,389	②
明治37年	363	579	1,152	①	昭和3年	718	867	10,496	②
明治38年	399	569	1,164	①	昭和4年	713	864	10,216	②
明治39年	387	589	1,184	①	昭和5年	670	797	14,043	②
明治40年	423	769	1,347	①	昭和6年	573	682	11,265	②
明治41年	327	479	1,381	①	昭和7年	550	636	10,444	②
明治42年	325	455	1,681	①	昭和8年	562	665	11,105	②
明治43年	328	436	1,681	①	昭和9年	595	701	12,977	②
明治44年	320	395	1,852	①	昭和10年	638	752	22,845	②
明治45年	306	404	1,974	①	昭和11年	650	774	14,724	②
大正2年	301	406	1,882	①	昭和12年	799	931	15,565	②
大正3年	312	390	2,068	①	昭和13年	885	1,035		②
大正4年	298	376	1,864	①	昭和14年		1,122		③

出典：①内閣統計局編『日本帝国統計年鑑』各年。②『商工省統計表』各年，商工大臣官房調査課。③尾道商工会議所『統計年報』。

注1）有権者数と被選挙権者数（選挙権と被選挙権を有する者）との差が、選挙権のみを有する者。

2）『日本帝国統計年鑑』は大正15年以降は広島県全体の統計数値となるため、尾道商業会議所の数値を採ることができない。農商務省の農林・商工両省への分離は大正14年4月1日で、商工大臣官房調査課の『商工省統計表』は大正13年（大正15年3月刊行）が第1次（初年度）である。

3）昭和14年は尾道商工会議所『統計年報』の「議員選挙有権者数」である。被選挙権者数は不明。

4）商工会議所法による昭和3年以降は、商工会議所法第12条第1号の有権者数・被選挙権者数である。

5）明治31年1か年経費146円は誤植。

表8-8-2 商工会議所法第12条第2号による議員選挙権者の業種別内訳

	昭和4年 11月1日	昭和5年 1月30日	昭和5年11月1日		昭和6年11月1日		昭和7年 11月1日
	有権者数	有権者数	被選挙権 者数	有権者数	被選挙権 者数	有権者数	有権者数
銀行業	7	7	7	7	7	7	7
運輸業	32	25	20	22	17	21	19
畳表類卸売業	36	28	27	29	24	27	23
肥料製造業及卸売業	18	16	10	12	11	12	14
穀物類卸売業	20	19	19	19	17	17	16
塩魚乾魚海藻類卸売業	22	20	18	18	18	18	19
造船材料並船具製造業及 卸売業	52	32	29	31	27	29	27
合 計	187	147	130	138	121	131	125

出典：『尾道商工会議所報』第23号，18頁。『尾道商工会議所報』第27号，23頁。『尾道商工会議所報』第30号，23頁。『尾道商工会議所報』第33号，20頁。

注：各年11月1日現在。昭和5年1月30日は，昭和5年1月30日定款変更によるもの（『尾道商工会議所報』第23号，18頁）。昭和4年と昭和7年是有権者数しか分からない。

既述のように昭和3年以降の議員は，商工会議所法第12条第1号議員28人と同第2号議員7人とに分かれた。表8-8-1の有権者数・被選挙権者数は第12条第1号議員選挙に関するもので，第2号議員については，表8-8-2に掲げている。第2号議員は，銀行業，運輸業，畳表類卸売業，肥料製造業及卸売業，穀物類卸売業，塩魚乾魚海藻類卸売業，造船材料並船具製造業及卸売業の7つの業種から1名選出された。銀行業を除き，有権者数・被選挙権者数とも年ごとに変動がみられる。表8-8-2の昭和4年から7年の期間では，有権者数・被選挙権者数とも減少傾向がみられる。

(エ) 商業会議所の財政

明治後期から大正期の尾道商業会議所経費決算表が表8-9である。収入はほとんどを賦課金と繰越金に頼っていた⁴⁴⁾。雑収入や補助金は僅少であるから，有権者から徴収した賦課金で運営されていたといえる。支出は，事務員の給与金が4割から5割を占めている。次いで，旅費や所費（印刷費，書籍器具費など）である⁴⁵⁾。給与・旅費・所費で7割から9割を占めていた。大正13年度，14年度に所費や借入金償却費が多額に支出されているのは，大正12年

44) 尾道商業会議所の現金出納は第六十六銀行へ囑託していた（『尾道商業会議所庶務規則給与規則』明治41年，大藤忠兵衛家文書）。

45) たとえば，大正6年度の旅費支出予算400円の内訳をみると，委員2名全国商業会議所連合会東京市出張179円（往復汽車賃・日当・宿泊料金），委員1名中国四国商業会議所連合会姫路市出張29円（同），書記長東京市其他出張192円（同）である（前掲『尾道商工月報』第12号，4頁）。

表8-9 尾道商業会議所経費決算表

単位：円

	収入				支出										合計		
	賦課金	雑収入	過年度 徴収金	繰越金	合計	給与金	旅費	所費	家屋費	実業 奨励費	選挙費	会議費	交際費	借入金 償却費		雑費	積立金
明治41年度	1,139			240	1,379	426	361	219	60	7	13	1	6		54		1,149
明治42年度	1,091	5		559	1,655	675	261	242	65			1			56		1,298
明治43年度	1,335	9		230	1,575	594	78	190	62		14	1	24		29		992
明治45年度	1,394			583	1,976	651	199	370	65	88	9		3		30	100	1,516
大正2年度	1,574	18		295	1,887	630	399	329	65						85	100	1,609
大正3年度	1,556	1	29	460	2,046	598	325	389	60		6	1			88	100	1,564
大正4年度	1,536	7		278	1,821	650	319	347	64	30		3	22		110	100	1,645
大正5年度	1,546	9		481	2,036	663	308	324	60	150	3		15		63	100	1,684
大正6年度	1,686	10		528	2,225	639	259	306	60	145		1	15		94	100	1,619
大正7年度	2,265	5		606	2,876	748	367	334	60	177			51		93	100	1,980
大正8年度	2,947	5		896	3,848	1,333	423	469	60	250	10	10	110		88	300	3,049
大正9年度	3,430	6		802	4,238	1,586	332	289	200	105	14				113	300	3,096
大正13年度	6,564	566	231	2,836	10,497	3,692	339	1,157	12	814	30	254	619	2,384	243	100	10,482
大正14年度	10,010	259	32	12	10,319	3,692	729	1,230	60	613		99	134	2,384	148	100	9,330

出典：農商務省『商業会議所一覽』。

注1) 支出の各項目の合計と「合計」が大正7年度、8年度、9年度、14年度で食い違っている。

2) 表示は略しているが、大正13年度収入に補助金300円がある。支出には、予備費として60円（大正7年度）、102円（大正8年度）が、連合会費等として835円（大正13年度）、119円（大正14年度）ある。

10月竣工の新事務所建築のためと思われる。

さて、商業会議所の収入の多くの部分を占めた賦課金であるが、どのように賦課されていたのであろうか。賦課金を支払っていたのは会員／議員選挙の有権者である。経費賦課については、農商務省があらかじめ枠をはめていた。ここでは、大正 5 年 6 月 26 日勅令第 170 号「商業会議所ノ経費賦課ニ関スル制限ノ件」を紹介しておこう⁴⁶⁾。

第一条 商業会議所ノ経費ノ賦課ハ左ノ各号ニ依ル

- 一 商業会議所法第九条第一項ノ規定ニ依リ議員ノ選挙権ヲ有スル者ニハ其ノ者ノ納ムル営業税、取引所営業税、鉱産税又ハ売葉営業税ノ税額割
- 二 商業会議所法第九条第四項ノ規定ニ依リ議員ノ選挙権ヲ有スル者ニハ人頭税
商業会議所法第九条第一項及同条第四項ニ該当スル者ニハ税額割ト人頭税トヲ併課スルコト得

第二条 税額割ハ地区内ニ於ケル納税ノ額ヲ標準トシ左ノ制限内ノ賦課率ニ依リ之ヲ定ムヘシ

- 一 営業税 百分ノ二十
- 二 取引所営業税 百分ノ十
- 三 鉱産税 百分ノ二十
- 四 売葉営業税 百分ノ十五

人頭税ノ賦課額ハ所得税納額ヲ標準トシ等級ニ区分シ各級ニ属スル者ノ最低納税額ノ百分ノ十以内ニ於テ各級毎ニ之ヲ定ムヘシ但シ等級ニ区分セス此ノ制限内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ妨ケス

商業会議所収入のほとんどを占めた賦課金は、有権者から徴収された。徴収対象は、「自己ノ名」で商行為や製造・加工を行う個人業者（商業会議所法第 9 条第 1 項の有権者）と法人の社員、取締役、理事長、理事、支配人で所得税を納める者（商業会議所法第 9 条第 4 項の有権者）の 2 種があった。数としては前者・個人業主が圧倒的に多い。個人業主は営業税等の税額割、法人は所得税納額ランク（下記）による人頭税が課された。上記の勅令第 170 号はその賦課額に枠をはめたもので、たとえば個人業主のほとんどを占める営業税の税額割の場合は、営業税の 100 分の 20 以内と制限されていたのである。もっとも、尾道商業会議所では個人業者の賦課対象は営業税の税額割のみで、他の取引所営業税などの税額割は存在しなかった⁴⁷⁾。

尾道商業会議所の 大正 6 年度賦課徴収方法は次のように決められた。この賦課徴収方法、

46) 『商業会議所一覽大正 6 年 11 月』農商務省商工局、1918 年、71 頁。

47) 前掲『尾道商工月報』第 12 号、3 頁。

経費予算、積立金予算は毎年農商務大臣の認可を受ける必要があった。

営業税割は税金1円に付金6銭5厘、人頭割（所得税に対する賦課）は以下の等級による。1等（所得税700円～1,000円）50円、2等（500円～700円）35円、3等（300円～500円）25円、4等（200円～300円）15円、5等（100円～200円）10円、6等（50円～100円）5円、7等（30円～50円）3円、8等（30円未満）1.5円、1,000円以上は100円増すごとに5円を増加。大正6年度（大正6年4月～大正7年3月）は、大正5年度分営業税・所得税の納額により、大正6年4月に徴収された⁴⁸⁾。

大正6年度の尾道商業会議所経費予算（「収入ノ部」）では、第1款賦課金1,655.450円のうち、第1項が営業税割1,448.450円、第2項が人頭割207.000円、合計1,655.450円、そのほか「収入ノ部」は第2款雑収入3円と第3款繰越金513.129円であった。第1項営業税割が繰越金を除く収入の87%を占めている。営業税割は、個人業者（第9条第1項有権者）372名を対象に、営業税総額2万2,283.97円に対し営業税1円に付6.5銭の割で賦課された。1人当たり3.89円の賦課額である。人頭税は、1等1名、3等2名、4等1名、5等2名、6等4名、7等2名、8等4名に対して207円を賦課している⁴⁹⁾。

さて、表8-10が尾道商業会議所の経費徴収成績である。全国の商業会議所の合計額と比較

表8-10 尾道商業会議所経費徴収成績

単位：円、%

	尾道商業会議所					全国合計				
	経費 調定額	未納額	欠損額	未納 歩合	欠損 歩合	経費 調定額	未納額	欠損額	未納 歩合	欠損 歩合
明治40年度	745					243,037	6,147	5,289	2.53%	2.18%
明治41年度	1,141		2		0.14%	291,118	8,854	5,165	3.04%	1.77%
明治42年度	1,122		31		2.74%	311,540	26,672	7,380	8.56%	2.37%
明治43年度	1,391		56		3.99%	297,210	30,545	5,227	10.28%	1.76%
明治44年度	1,496	4	34	0.28%	2.30%	292,650	45,504	2,815	15.55%	0.96%
明治45年度	1,387	28		2.00%		306,827	45,288	10,093	14.76%	3.29%
大正2年度	1,584	29		1.86%		321,851	51,567	11,894	16.02%	3.70%
大正3年度	1,606	49		3.08%		341,314	59,495	14,049	17.43%	4.12%
大正4年度	1,583	44	3	2.79%	0.21%	316,809	39,142	12,620	12.36%	3.98%

出典：農商務省『商業会議所一覽』大正10年。

48) 前掲『尾道商工月報』第12号、3頁。全国の各商業会議所の賦課徴収方法については、農商務省『商業会議所一覽』各年に掲載がある。

49) 前掲『尾道商工月報』第12号、3頁。人頭税は上記の等級人員で計算すると167円となり、207円より40円少なく一致しない。原因は不明であるが、人頭割の等級別賦課額は、前掲『商業会議所一覽大正6年11月』23頁と照合しても誤りはないので、前掲『尾道商工月報』第12号、3頁の誤植の可能性が高い。

してある。未納歩合、欠損歩合を全国と比べると、年度によりばらついてはいるが、未納歩合、欠損歩合とも全国より押しなべて低いといえる。ただ、商業会議所の経費未納や欠損歩合は、他の類似組織と比べて、総じて高いように思われる。たとえば、市町村農会の経費徴収と比較してみよう。大正12年度から昭和9年度でみると、滞納処分は町村農会で0.12%～0.54%，市農会で0.29%～1.88%である⁵⁰⁾。商業会議所の欠損歩合は高いのではなかろうか。ただし、明治42年から大正5年までは商業会議所が強制徴収権を失った時期にあたる。その影響があるかもしれない。なお、市町村農会は、大正11年の新農会法で強制徴収権を付与されていた。

50) 全国平均である。坂根嘉弘「近代日本における農会財政と農民組織化の特徴」大鎌邦雄編『日本とアジアの農業集落：組織と機能』清文堂出版、2009年、50頁。